

福島かずえです。日本共産党宮城県議会議員団を代表し、質問いたします。

トルコ・シリア地震で被災された皆さんにお見舞いと、亡くなられた方々へお悔やみを申しあげます。また、ロシアがウクライナを侵略して一年になります。

一日も早く、ロシアが撤退し、平和と日常が戻ることを願います。

テーマ1、**国民のいのちと安全を守ることは知事の責任**

(1) 初めに、岸田政権の「大軍拡、増税」について伺います

知事は昨年12月の記者会見で、東日本大震災復興特別所得税の防衛費への転用などの増税について、「国として、しっかりと説明責任を果たして、国民の皆さんの理解を得た上で進めていただきたい」と発言しています。一方、「防衛費を増額することの必要性」については、「平和主義を声高に掲げていて国の安全が保たれるわけでは決していないというのは、もう皆さん理解をしていると思います。そういうことから、必要な、自らの国を自らできるだけ守るんだという、そういう気概を持つことは重要だ」と述べています。

知事は、岸田政権が「閣議決定」だけですすめる大軍拡に賛成ですか、反対ですか、明確にお答えください。①

5年間で43兆円、27年度には「GDP比2%以上」という大軍拡を進めれば、日本の軍事費はアメリカ、中国に次ぐ、世界第3位になります。他国の領土深くまで攻撃できる長射程のミサイルの大量配備は、「専守防衛」という、歴代政権が掲げてきた安全保障の根本すら投げ捨てるものです。自衛隊がアメリカ軍とシームレスで完全に融合して、安保法制を実行し敵基地等を攻撃すれば、相手国から報復攻撃を受け、日本が戦場になりかねません。「軍事対軍事」の悪循環では、国民のいのち、安全が守れないことは、これまでの戦争の事実が証明しています。今こそ、外交努力と交渉に最大限の力を注ぐべきです。ASEAN（東南アジア諸国連合）は、互いに友好協力条約を結び、あらゆる紛争問題を徹底した話し合いで解決する平和の地域共同体を作り上げています。ASEANと憲法9条を持つ日本が協力し、東アジアサミット（EAS、ASEANに日本、アメリカ、中国、ロシアなどが参加し、18か国）という「平和の枠組み」を強化し、東アジアを戦争の心配がない地域にしていくなすべきです。戦争を避ける、戦争をしないことが、政治の最大の役割、責任です。いかがですか、知事のお考えを伺います。②

(2) 復興事業の大失策「広域防災拠点事業」について、伺います。

東日本大震災からまもなく、まる12年です。しかし、宮城野原の「広域防災拠点」の完成予定は20年度から26年度以降にずれ込み、今や供用開始がいつなのかすら見通せない状況です。全体事業費324億円の68%にあたる220億円が執行されています。加えて、知事は、1月の記者会見で、総事業費がさらに膨らむ可能性があると言いました。

こんなに事業費が増え、期間も伸びる原因は、JR貨物のターミナル駅移転事業とリンクしているからです。執行額の半分以上である114億円がJR貨物、JR東日本の移転補償費です。これは、引越し代と新しい駅舎等の建設費で、用地代は含んでいません。以前から、JR貨物が宮城野原ターミナル駅移転を希望していたことは報道もされ、周知の事実でした。土地の取得を土地収用事業ですめたことよって、移転補償が発生しました。そうでなく、駅移転はJRに自前で行ってもらい、移転後に跡地を購入するというものであれば、こんなに事業費が膨らみませんでした。知事、いかがお考えですか。③

昨年12月に公表された最新の「長町利府線断層地帯の地震想定」では冬の夕方死者千九十五人、建物全壊・焼失が二万三千七百棟という被害想定です。宮城野原地区の震度は六強で、仙台圏の住宅密集地の火災被害は特に大きいと予測されています。隣接している宮城野原公園総合運動場は、仙台市の「広域避難場所」に指定されており、火災の広がりにより指定避難所などにとどまることができないような場合に数万人という人が逃げる避難広場です。災害時に大勢の市民が逃げ込む地域に、全県1か所しかない防災拠点を置くのは、渋滞と混乱が予測され、リスク管理上、避けるべきと思いますが、知事のお考えを伺います。④

宮城野原の広域防災拠点事業は、事業着手から10年が経過するので、23年度には、「公共事業再評価」の手續きが取られます。現在、利府町(ちよう)のグランディ21が暫定的な広域防災拠点になっています。暫定的にでも、使用できるのですから、当初計画通り、グランディ21に整備すれば期間も事業費もこんなにかかることはありませんでした。知事の強引なトップダウンで、宮城野原に決定した経緯を振り返れば、宮城野原の広域防災拠点整備は知事の完全な失策といえます。お答えください。⑤

テーマ2、強引に進める「4病院再編移転」は撤回を

20日、知事は「4病院再編移転」について、東北労災病院を運営する労働者健康安全機構と、そして仙台赤十字病院の運営体である日本赤十字社とそれぞれ「協議確認書」を取り交わし、そのことを定例記者会見で発表しました。

当事者や県民から求められている説明もせず、県議会議員にも何のお知らせもないままでした。県民や議会軽視も甚だしく、日本共産党県会議員団は、県民とともに満身の怒りをこめて、断固、抗議するものです。

わたしたち県議会議員には、記者会見の前にも後にもまともな説明、報告がなかったのは、どうしてですか。テレビや新聞の報道をみればわかるから、それでもいいと思ったのですか、伺います。①⑥

急遽、共産党県議団が、取り寄せた二つの「協議確認書」には、どちらも病床数や診療科など、病院づくりに欠かせない基本的かつ必要な事項はなく、具体性に欠けています。

新たな点として、

- ① 22年度内に知事がめざした「基本合意」の確認はできず、23年度に先送りしていること
 - ② 仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合による「新病院」は、運営主体について記述がないこと、
 - ③ 仙台赤十字病院と県立がんセンターの「新病院」で、県から提案された精神科外来機能について協議を進めていくこと
 - ④ 「確認書」のどちらにも「法的拘束力を有しない」とあること
 - ⑤ 「合意に至らない時は協議のうえ解除できる」との記述が、どちらにもあり、労災病院と精神医療センターの「確認書」には「令和五年度合意に至らない時は」と、合意の解除について時期が明示してあること。
- の5点があげられます。それぞれの点について、どうしてこうなったのか、理由を伺います。お答えください。②⑦

今月8日、宮城県保健福祉審議会は、精神医療センターを労災病院と合築し、富谷市に移転するという県のすすめる方向性について、初めて議論しました。委員のほとんどから、当事者、専門家抜きで、ここまで検討してきた県の進め方に厳しい批判が出され、富谷市移転に反対する意見が大勢を占めました。

精神医療の専門家からは、「知事の発言は、皆さんの意見を聞いて、つくっていくということではない。ほとんど人の意見を聞いていない」、「患者や医療関係者の声を聞かず旗を振るのは行政のやり方として失格」、「移転見直しが議論の前提」という意見が出され、家族会の代表は「移転には賛成できない」と断言。仙台市の代表は「経緯や理由が明らかにされないまま、水面下での議論が進められて大変憂慮している。合築ありきでなく、住民、患者、家族、関係者の不安、疑問を受け止めての検討を強く求める」と発言し、審議会会長の富田東北大学院教授も「議論の時間が足りない。最初に意見を聞いた上で構想をつくって欲しかった」と語っています。法や条例に基づいて必置が義務づけられている審議会での委員の意見は重く、真摯に受け止めるべきです。これ以上、当事者抜きに「移転合築」の検討をすすめるべきではありません。「私たち抜きに私たちのことを決めないで」と求める患者や家族、精神科医療や保健・福祉の関係者による議論の場を正式に設け、そこで出された意見や要望を精神医療センターの今後のあり方に生かしていくためにも、まずは富谷への移転を白紙に戻すことを求めます。いかがですか、お考えを伺います。③⑧

この審議会で伊藤保健福祉部長は、「議論の、県としての進め方で心配をかけ、反省している」、「場所や合築を最初に決めて、もうテコでも動かさずやっているといいことではない。何が何でもこれで必ず行くということではない」と重ねて語っています。20日の記者会見でも、知事は「元に戻ること、なくなることもある」と語っています。これらの発言を、素直に受け止めていいですか、お答えください。④⑨

今月3日、がんセンター周辺住民から、がんセンター西側へ精神医療センター移転新築を求める要望書が提出されました。2013年度に移転候補地として、いったん決定した土地六ヘクタールのうち、約五・六ヘクタールの地権者同意もあるそうです。これに対して、知事は「富谷市明石台は既に土地の造成が終わっているので、スピードという観点では、相当早くできる」し、「経費も抑えられる」、「時計の針を戻すことは、よほどのことがない限りない」と語り、富谷移転をめざす考えを強調しました。スピードや経費も大事ですが、何よりも尊重すべきは、現在、治療中の患者さんたちが安心して治療を継続できる環境を整えていくこと、今の医療水準を向上させ医療の質を落とさないことです。いかがですか、伺います。⑤⑩

富谷市明石台の移転予定地六ヘクタールは昔の調整池をそのまま埋め立てた部分があります。どこに病院を建設するのかによっては、掘り返して、調整池の底や壁面のコンクリート構造物を撤去しなければならず、お金も時間もかかるという情報が寄せられています。いかががお考えですか。

また、2014年につくった精神医療センターの基本設計の敷地面積は六ヘクタールでした。合築だとしても、二つの病院をつくるには、六ヘクタールでは狭いのではないですか。高層建築を検討するようですが、精神医療センターの患者さんには高所やエレベーターの閉所が苦手な方もおり、高層建築はなじみません。大きな医療機器の搬入や地盤強化も高層になればなるほどお金もかかります。災害時にも脆弱です。いかがですか。合わせて、お答えください。⑥⑪

知事は「宮城県全体にとって、それがメリットがあるか、デメリットがあるかをまず考えて、そのうえで不都合な人たち、困る人達をどうケアしていくのかを考える」と述べています。これは、根拠となる科学的なデータも資料も示さず、「宮城県全体」という、極めてあいまいで抽象的な言葉を使い、意図的に県民同士を分断し、「県の事業で不都合な人や困る人が出て構わない」とも、受け止められる発言です。このような自治体の長としてふさわしくない発言は撤回すべきだと思います。いかがですか、伺います。⑦⑫

知事は「県内で24時間の患者受入をしているのは精神医療センターのみ。精神科のスーパー救急という位置づけも、県内で唯一、県精神医療センターだけ」だから、県南にあるより、県中央部にある方がいいと主張しています。しかし、精神科救急は、身体疾患の救急と異なり、移送時間以上に移送手段や受け入れ態勢側の準備が重要であり、病院までの距離より、病院に連れていく手段の問題が大きいと、現場で言われています。県中心部の富谷への移転にこだわる必要はありません。いかががお考えですか、伺います。⑧⑬

宮城県は、これまで、全県一区、ワンブロックで進めてきましたが、将来的には二次医療圏域での対応をめざして、県が人的、財政的支援等を行い、まずは県内二つのブロックで対応できるよう整備すべきです。いかがですか。⑨⑭

国も県も、生活圈域での医療・保健・福祉の連携、名取市で今、行われている「地域包括ケアシステム」を推進しています。この「地域包括ケアシステム」の自治体や地域ごとの構築は、精神医療センターの「移転新築問題」と切り離しても、そもそも県がすすめていくべき喫緊の課題です。グループホーム、訪問や通所サービス、外来診療に加えて往診や訪問看護、デイケアなどニーズに応じた福祉・保健・医療の充実、関係者の人材育成、情報共有など、連携体制の整備が重要です。これらの整備に、県が本格的に予算を投入して、市町村を支援しながら、必要があれば県が直接、行うことも含めて、もっと取り組むべきです。いかがですか、伺います。⑩⑮

高度ながん治療ができる「都道府県がん診療連携拠点病院」は通常県内に1か所となっておりますが、宮城県は、県立がんセンターと東北大附属病院の2カ所あります。民間医療機関では対応に限界のある希少がん、難治がんを重点的に診療しているがんセンターは、放射線、薬物、手術療法のいずれも、県南部の拠点になっていきます。未来型がん医療に対応するには必須の機能であるゲノム医療など、国内トップレベルの研究機能とともに、こうしたがんセンターの重要な位置づけ、役割は日赤病院と統合することによって、大きく損なわれる恐れがあります。

公表された「協議確認書」では、「新病院」が引き続き、がん研究所機能も保ち、都道府県がん診療連携拠点病院として存続し、これまで通り、高度ながん治療を継続できるかどうか、わかりません。この点は、どうなのか、明確にお答えください。⑪⑯

これまで、「高度ながん医療は東北大1か所に集中させる」とも受け止められる答弁がありました。しかし、がんセンターが担ってきた一年間の症例数を東北大だけで同じ一年間で受け入れ、実施することが本当に可能だといえるのですか。例えば、希少がん、難治がんなどを2018年度にがんセンターでは2300を超え診療しており、東北大も、3000近くに及んでいます。これを東北大だけで治療しようとすれば、放射線、薬物、手術療法のいずれも、2倍近い施設を整備し、スタッフも2倍程度、東北大に確保しなければ対応できません。それができるのですか。伺います。⑫⑰

県立がんセンターと精神医療センターという、かけがえのない県民共有の財産を、再編移転させようと知事は、場所まであげながら非公開で県民や議会の合意もなく、1年以上も、日赤本社と労働者健康安全機構と協議を続けてきました。

公言してきた年度末にも、めぼしい進展が得られないまま、法的拘束力のない「確認書」を交わしました。この「確認書」は、4病院再編・移転を既定の事実のように描き、「撤回」を求めて広がる県民の意見、世論を抑え込み、あきらめさせようとする意図すら感じます。

これ以上、「確認書」を前提にした「4病院再編移転」を強引に進めるのは、やめるべきです。知事は掲げた「構想」の白紙撤回を恐れず、立ち止まって、求められている県立病院のあり方、政策医療について、当事者や関係者、医療の専門家、仙台市との協議を民主的に進めることを優先すべきです。いかがですか、伺います。

⑮
⑯

テーマ3、県営住宅の集約・廃止方針案の撤回と建て替え計画

昨年12月の建設企業委員会に、突然、101団地9048戸ある県営住宅について、完成年度や構造別に用途廃止時期を設定し、その十年前に団地ごとに廃止検討を行い、入居者説明会を開催し、移転支援を行っていく方針（中間案）が発表されました。

宮城県は、これまでも老朽化した県営住宅の建て替えは行わず、「公営住宅は市町村が主体的に行うことが基本」と議会答弁し、県営住宅から将来的に撤退する考えを示していました。

2032年度までに、順次、廃止検討を行う対象とされた30団地は合計2637戸で、全体の約3割にあたります。これだけの多くの入居者に大きな影響をあたえる集約・廃止方針案に対して、入居者にも県民にも事前説明会やパブリックコメントを行わず、3月中旬に決定しようとしています。

県営住宅は、県民共有の貴重な財産であり、それをどうするかは、県民の意向を十分に反映して決めるべきです。方針を決定する前に入居者や県民に対して、説明会やパブリックコメントを行うべきです。いかがですか、伺います。⑰ ⑱

最も早い23年度に廃止を検討し、説明会開催予定となっている中江や黒松など6団地571戸の入居者に対して、共産党県議団は緊急調査を行い、「ご意見やご要望を伺いました。」

「昨年5月に入居した。入居させておいてこの方針は納得いかない。こんなめっちゃくちな方針は白紙撤回だ」、「突然で驚いている。年金暮らしで終の棲家と思っていた。低い家賃だから支払いできている」「子育て中なので、引っ越したくない」「85歳で引っ越しできない」などと、切実な声がたくさん寄せられました。

県住宅課でも1月6日付けで、方針案の概要をA4用紙両面に記した「お知らせ」を県営住宅入居世帯すべてに配布し、1月25日締め切りで意見募集を行いました。しかし、23年度以外の廃止検討予定の団地には「お住まいの団地は当面の間検討する対象団地ではありません」と書いているもの、用途廃止検討時期がいつなのか記述がなく、極めて不親切なものです。24年度に廃止検討を予定している138戸の仙台市宮城野区幸町団地から、『当面の間検討しない』と、書いてあるのに来年、廃止検討する予定となっている。いい加減なお知らせだ」と怒りの声があが

っています。そういう不十分なお知らせでも、40通程度の意見が県に届いているそうです。どういう内容の意見ですか、また、それらの意見は方針にどう生かすつもりですか、伺います。②⑳

「近隣の公営住宅への集約移転」が基本とされていますが、県営住宅は、いずれどこも廃止対象で「終の棲家」にはなりません。県は、市町村営住宅や民間賃貸住宅も移転先にあげていますが、市町村との協議は始まったばかりです。県営住宅4606戸がある仙台市は「突然の話。これだけの数は到底受け入れられない」と議会で答弁しています。民間賃貸住宅との家賃差額に対しても県は「支援はしない」とのことです。「移転支援」を本当に行うのか、心配ばかりが募ります。

県営住宅に入居している高齢世帯は52%、高齢単身世帯は26%、障害を抱えている人がいる世帯は18%、ひとり親世帯は26%と多く、引っ越し先を見つけてことや引っ越し先と自体が大きな負担になります。住んでいるコミュニティを壊して進める「集約・廃止」方針案はあくまで行政の事情からのものです。入居者が住み続ける権利は憲法や公営住宅法、借地借家法で保障されています。「転居の強要はしないこと。一人でも住み続けたい、住んでいる人がいる限り、その住宅の質を維持し、適切な管理を行うこと。住民の居住権を保障すること」を求めますが、いかがですか。お答えください。③㉑

憲法で保障された健康で文化的な生活に「住まい」は欠かせません。国の住生活基本計画でも、「住宅セーフティネットの中心的役割は公営住宅であり、計画的な建替や、バリアフリー化、長寿命化等のストック改善の推進が基本的施策」と位置付けられています。転居するか、老朽化する住宅に住み続けるか、の二者択一の方針案は撤回し、コミュニティを維持しながら進める「建て替え」計画をもつべきです。いかがですか、お答えください。④㉒

テーマ4、県水道「コンセッション方式民営化」で起きた水質悪化事故と料金等改定手続き

昨年12月9日、仙南仙塩広域水道で水質悪化事故がおきました。仙台市太白区茂庭高区調整池と白石市南部山中央監視室の間で、電気通信設備の定期点検作業を行った際に、緊急遮断弁が全閉するというトラブルから、翌10日に松島受水点で、県基準0.1度を超える濁度0.4度が発生しました。5段階の要求水準違反のうちレベル3にあたる重大事故です。

直接的な原因は、事前措置として行った養生作業（実際に遮断弁が閉じないようしておく作業）で二重のミスがあり、作動させてはいけない遮断弁が全閉したからと、運営権者「みずむすびマネジメントみやぎ」が説明しています。そのような人為的ミスが生じたのは、養生作業についての手順書、マニュアルがなかったからです。年に1回だけの点検作業を、記憶や勘に頼るようでは、失敗は防げません。OM（維持管理）会社「みずむすびサービスみやぎ」が維持管理を始めてから、定期点検中の事故やトラブルは、昨年8月に大崎広域水道中峰浄水場で、9月には仙

塩工業用水事業の鶴ヶ谷ポンプ場で起きており、これで3件目となります。すべての定期点検作業において、それぞれの作業手順書が作成され、存在しているのか、その手順書を作業者が理解し、活用しているのか、県は総点検すべきではないでしょうか。伺います。①②③

また、茂庭で点検作業員の手順ミスがあったとしても、南部山の中央監視室の運転員がモニターでしっかりチェックしていれば、直ちに異常に気づいたはずですが、約15分間見逃していました。茂庭からの連絡でようやく遮断弁が全閉状態であることに気づくという、運転員の監視ミスもありました。ミスの連鎖が、このような重大事故につながりました。全国初の「コンセッション方式民営化」がスタートして、わずか、9か月めに最も心配していた水質悪化事故が起きました。昨年4月から現場の維持管理、運転作業を行っているOM会社の技術力が不安定であること、そして運営権者の危機管理や事故防止という基本的なガバナンスが不十分であることが明らかになりました。県民の十分な理解を得ないまま、強引にコンセッション方式を進めてきた村井知事がこの事故をどう受け止めているのか、伺います。お答えください。②④

県は12月21日に、運営権者に「改善命令」を出し、運営権者は改善計画書を1月12日に県に提出しました。県は、その計画にある改善対策が適切に行われているのか、改善措置の有効性などを随時モニタリングし、改善対策をチェックする必要があるがあります。改善が行われていないと判断した場合や再発監視期間である3月31日までに要求水準違反が再発した場合は運営権者に対して、一日二百二十万円の違約金を請求することができます。

県のモニタリングはどのように行っていますか。また、県が行ったモニタリング結果を早急に県議会や県民に公表すべきです。いかがですか、伺います。③⑤

県は、今回の事故を仙台市水道局からの「水量が減っているが何かあったのか」という問い合わせの一報で初めてわかりました。今回の事故の影響範囲は、仙台市、富谷市、多賀城市、利府町（ちよう）、塩竈市、七ヶ浜町（まち）、松島町（まち）の四市三町におよびました。県は、受水自治体や県民へ安全安心の水を低廉に提供する責任があります。運営権者から県への事故の第一報、企業局災害対策本部設置、関係市町への情報提供や対応策の報告、議会や県民への報告、いずれも遅く、不十分だったといえます。上半期に、二回、定期点検中の事故、トラブルが発生していたのに、今回の重大事故を防ぐことができませんでした。運営権者のミスを見逃さない、県の技術力の維持、向上が求められています。県も今回の重大事故を検証し、教訓を引き出すべきです。いかがですか、お答えください。④⑥

今年9月には、広域水道料金と流域下水道維持管理負担金の改定議案が出る予定です。関係市町村には、すでに金額案が提示され、その裏付けになる経営シミュレーション等の資料も配布されていますが、県議会や県民には非公開のままです。県が

全てを運営していたところと違い、施設の維持管理や改築は民間会社が行う中で初めて料金改定です。県と関係市町村の間で、覚書を交わす前に、必要な情報を県議会や県民に公開し、主権者である県民が料金や維持管理負担金改定の議論に参加できる民主的な手続きを踏むべきです。

また、20年間で総額337億円の経費削減ができると話してきたのですから、料金等を引き下げることが市町村や県民は期待しています。広域水道も流域下水道も改定金額は値下げすべきです。あわせて、お答えください。⑤⑲

テーマ5、「人口減少、少子化」対策と子育て支援策の充実

「人口減少、少子化」がこれほど進んだのは、この30年間、賃金がほとんどあがらず、非正規雇用が増えたからです。90年代後半以降、歴代政権が労働法制を規制緩和し、低賃金の非正規雇用が増え、賃金が押し下げられました。年収200万円未満のワーキングプア（働く貧困層）は約1200万人にのぼります。お金がなければ、自立した生活も、結婚も子育てもできません。8時間働けば、普通に暮らせる社会へ戻していく政策が必要です。そして、女性への賃金差別をなくし、ジェンダー平等社会を進めていくことが重要です。

知事は、「人口減少、少子化」を前提に政策執行していますが、「人口減少、少子化」を食い止めるために必要な政策、支援策を本気になって行おうとはしていません。

「隗より始めよ」で、賃金アップのために、県の会計年度任用職員を正規職員として採用することやその待遇改善を図ること、教員の定数割れが年度なかばで起きないように教員をもっと正規採用すべきです。自治体の裁量であるはずの職員定数に対して、それを管理し増やせばペナルティを与えるような国の制度をやめさせることも必要ですが、まず、県の努力だけでも、できることを行うべきです、いかがですか、伺います。①⑳

第一次産業、農林水産業だけの所得でも、結婚や子育てできる所得保障、価格補償を政府に求めていくことです。そうすれば、人口減少の心配をする自治体が減ります。県独自でも、もっと努力し、予算と施策を充実すべきです。いかがですか、伺います。②㉑

宮城県の低い出生率の背景に、若い女性にとって魅力的な働く場所が少なく、そのため就職時に首都圏への流出が止められないことが指摘されています。女性も男性も働きやすい職場づくりを積極的にすすめる「ポジティブアクション」や「ワークライフバランス（仕事と生活の両立）」に取り組む企業を応援する「女性のチカラを活かす企業認証制度」を宮城県でも実施していますが、認証メリットをもっと拡充するとともに、この制度の周知徹底を求めます。

また、県自ら、ジェンダー平等推進に本気になって取り組まないと、取り残されてしまうことを自覚し、企業だけでなく自治体や地域のあらゆる団体、組織にジェ

ンダー平等がもっと浸透するように県のジェンダー平等施策を拡充し、啓発すべきです。あわせて、お答え下さい。③⑩

子ども医療費と学校給食費の無償、無料化は、子育て支援策の中心的課題であり、切実な緊急課題です。昨年、知事宛に県市長会から、どちらについても、国への制度化と県独自の支援を求める要望書が提出されました。ところが、県の新年度予算には、この要望が反映されていません。

子ども医療費助成は、県町村会からも同様の要望が出ています。今年から、県内すべての市町村で所得制限が撤廃される予定です。また、仙台市と白石市を除いて、対象年齢も18歳まで拡充してきました。市町村は、かなりの努力を行っていますが、その努力を県が後押し、支援すべきです。県内すべての子どもが地域間格差なく、18歳まで医療費無料となるよう、県が所得制限を撤廃し、対象年齢を18歳まで引き上げることを求めますが、いかがですか。伺います。④⑩⑪

学校給食費も、七ヶ宿町（まち）、大郷町（ちよう）、大衡村（むら）に続き、23年度から栗原市、富谷市、気仙沼市、南三陸町（ちよう）、川崎町（まち）が完全無償化に踏み切ります。一部無償化や補助なども合わせるとすでに過半数の自治体を取り組んでいます。原油や物価の高騰で、食材購入も影響を受け、学校給食費の値上げを検討せざるを得ない状況です。これ以上、保護者の経済的負担を増やさないために、県が市町村の学校給食費無償化に二分の一補助を行うべきです。お答えください。⑤⑩⑫

安心して子育てできる環境づくりとして、教職員や保育士を増やすことが重要です。

いじめや虐待に早く気づき、対応するためにも、障がいを持つ子どもや学校にいかない子どもなど、ひとり一人の子どもと、不安や悩みを抱える保護者に、ゆっくり向き合えるようにするためにも、県独自で、もっと教職員を増やすことを求めます。

また、不適切な保育が全国的に問題となっています。背景として、慢性的な保育士不足による現場の疲弊が指摘されています。「子どもたちにもう一人保育士を」という世論が広がっています。4、5歳児に対する保育士配置基準は75年前と同じ三十人に一人のままです。保育の質を守るため、自治体や認可園は独自に上乘せして保育士を配置していますが、保育所運営費は国の最低基準をもとに計算するため、民間認可園などは賃金や処遇が低くなっています。国に保育士配置基準を増やすよう求めるとともに、県としても支援すべきですがいかがですか。合わせて、伺って第一問といたします。⑥⑩⑬

11600字